

I 関係規程

- 1 鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱・・・・・・・・ P 1
- 2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領・・・・・・・・ P 1 7
- 3 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定・・・・・・・・ P 2 6
- 4 鹿児島県消防・防災ヘリコプターが市町村防災訓練等に
出場する場合の取扱要領・・・・・・・・ P 2 8
- 5 鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会会則・・ P 3 2
- 6 航空法（抜粋）・・・・・・・・ P 3 5
- 7 鹿児島県事務処理規則（抜粋）・・・・・・・・ P 3 6

1 鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第1章	総 則	(第1条—第3条)
第2章	運 航 体 制	(第4条—第14条)
第3章	運 航 管 理	(第15条—第21条)
第4章	使 用 手 続	(第22条—第24条)
第5章	安 全 管 理 等	(第25条)
第6章	教 育 訓 練	(第26条—第29条)
第7章	事故防止対策等	(第30条—第32条)
第8章	雑 則	(第33条—第34条)
附 則		

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、鹿児島県消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他法令との関係)

第2条 航空機の運航関係については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航 空 機 等 航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。
- (2) 消防防災業務 航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防ぎょ活動、救助活動、災害予防対策活動、その他の消防防災活動等に関する業務をいう。
- (3) 航 空 隊 員 航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する鹿児島県防災航空センター（以下「航空センター」という。）の職員をいう。
- (4) 自 隊 訓 練 航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
- (5) 運 航 計 画 航空機を効率的に運航するため、消防防災業務及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- (6) 委 託 会 社 県が航空機の操縦及び整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 運 航 体 制

（運航基地）

第4条 航空機の運航基地は、航空センターとする。

（総括管理者）

第5条 航空機の運航管理の総括は、危機管理防災局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航監督者）

第6条 航空機の運航の監督は、消防保安課長（以下「運航監督者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第7条 鹿児島県防災航空隊（以下「航空隊」という。）の指揮監督、航空機等の維持管理など航空機の運航管理に関する事務は、航空センター所長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

（運航安全管理者）

第8条 安全に必要な事項等について、運航管理責任者へ助言等を行う。なお、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する者をもって充てるものとする。

（防災航空隊の設置）

第9条 航空センターに航空隊を置く。

- 2 航空隊員は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。
- 3 航空隊に隊長、副隊長及び隊員を置く。
- 4 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から知事が任命する。

（隊長の任務）

第10条 隊長は、運航管理責任者の指揮を受け、副隊長及び隊員を指揮監督し、消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

- 2 隊長は、運航管理責任者に事故があるときは、その職務を代行する。

（副隊長の任務）

第11条 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代行する。

（隊員の任務）

第12条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務の遂行に努めなければならない。

- 2 隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては、安全を確保するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

（航空機に搭乗する者の指定）

第13条 運航管理責任者は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定すると

もに、運航目的及び任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(運航指揮者)

第 14 条 航空機に搭乗して運航を指揮するもの（以下「運航指揮者」という。）は、隊長をもつて充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、運航管理責任者が航空機に搭乗する航空隊員の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、法第 73 条に定める場合を除き、航空消防活動の実施に関し、隊員を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

第 3 章 運 航 管 理

(運航する航空機等)

第 15 条 運航監督者は、法第 23 条に規定する技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、機体及び装備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航計画)

第 16 条 運航管理責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定め、運航監督者に報告しなければならない。

2 運航計画は、鹿児島県消防・防災ヘリコプター年間運航計画（別記第 1 号様式）及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター月間運航計画（別記第 2 号様式）とする。

(運航基準)

第 17 条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 火災防ぎょ活動
- (4) 救助活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 自隊訓練のための活動
- (8) 各種防災訓練等への参加等
- (9) その他知事が必要と認める活動

2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ただし、前項第 1 号から第 5 号までに規定する活動による運航（以下「緊急運航」）及び緊急運航を前提とした訓練については、日の出から日没までの間に行うものとする。

(緊急運航)

第 18 条 緊急運航は、第 16 条第 1 項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」と

いう。)に優先する。

- 2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が発生した場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。
- 3 緊急運航の要請があった場合には、運航管理責任者は、直ちに、運航監督者及び総括管理者を経由して知事に、その内容及び出動の有無を報告するものとする。
- 4 知事は、離島急患及び大規模災害等で他の機関の応援等の必要が生じた場合には、県警察本部航空隊、陸上自衛隊第 12 普通科連隊、海上自衛隊第 1 航空群、海上保安庁第十管区等に応援等を要請するものとする。
- 5 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

(緊急運航に伴う報告)

第 19 条 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（別記第 3 号様式）により速やかに運航監督者及び総括管理者を経由して知事に報告しなければならない。

(情報連絡及び報告)

第 20 条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、速やかに運航管理責任者を経由して運航監督者に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航活動状況等について飛行報告書（別記第 4 号様式）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第 21 条 運航監督者は、市町村等と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第 79 条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第 81 条の 2 に基づく緊急離着陸場の確保に努めなければならない。

- 2 運航管理責任者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

第 4 章 使 用 手 続

(航空機の使用予定表)

第 22 条 航空機の使用（緊急運航に係わるものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、翌年度の使用にあつては、鹿児島県消防・防災ヘリコプター使用年間予定表（別記第 5 号様式）により、毎年 2 月末日までに、毎月の使用にあつては、鹿児島県消防・防災ヘリコプター使用月間予定表（別記第 6 号様式）により、使用予定の日の属する月の前々月の末日までに運航管理責任者に提出しなければならない。

ただし、第 17 条第 1 項第 9 号に該当する使用については、提出を省略できることとする。

(航空機の使用申請)

第 23 条 前条の規定により使用予定表を提出した者であつて、航空機を利用しようとする者は、鹿児島県消防・防災ヘリコプター使用申請書（別記第 7 号様式）を使用する日の 15 日前までに運航管理責任者に提出しなければならない。

ただし、前条の提出を省略したものについては、使用前までに提出を行うこととする。

(航空機の使用承認)

第 24 条 運航管理責任者は、前条の規定による申請があったときは、その使用目的及び使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

ただし、申請者相互間の調整が重要と認められるものについては、あらかじめ運航監督者の指示を受けるものとする。

2 運航管理責任者は、前項の規定により承認した場合は、航空機使用承認書（別記第 8 号様式）を交付するものとする。

第 5 章 安 全 管 理

(安全管理)

第 25 条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書に基づき、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

3 運航指揮者は、消防防災業務等の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第 6 章 教 育 訓 練

(隊員等の教育訓練)

第 26 条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備、教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村、消防機関、その他の関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

3 運航管理責任者は、運航計画に基づき自隊訓練等を実施しなければならない。

(操縦士の操縦技能の確認)

第 27 条 運航管理責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な消防防災業務に資するため、毎年、操縦士の操縦技能を確認しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合において、特定操縦技能審査の結果又は、これと同等以上の証明を確認することができれば、この限りではない。

(教育訓練等基本計画)

第 28 条 運航管理責任者は、前 2 条に規定する教育訓練等を実施するに当たり、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
- (3) 教育訓練等に必要な施設設備の整備計画
- (4) 教育訓練等に当たる指導者の確保及び養成のための対策

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項
- 2 運航管理責任者は、毎年、教育訓練等基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(教育訓練等実施計画)

第 29 条 運航管理責任者は、前条に基づき、毎年、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。

- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 年間の教育訓練等の対象者
- (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
- (4) 前三号に掲げるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第 7 章 事 故 防 止 対 策 等

(捜索及び救難体制の確立)

第 30 条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及び、その後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第 31 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命及び財産等に対する危難の防止に最善を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

- 2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を運航監督者及び総括管理者を経由して知事に報告しなければならない。

(事故報告)

第 32 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、直ちにその旨を知事及び国土交通大臣に報告しなければならない。

- 2 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、速やかに原因及び損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 8 章 雑 則

(記録及び保存)

第 33 条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理及び保存しておかなければならない。

(その他)

第 34 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 12 月 19 日から施行する。(第 16 条第 1 項一部改正)

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(第 5 条及び第 6 条一部改正)

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 8, 27, 28, 29 条追記)

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 26 日から施行する。(第 22 条及び第 23 条一部改正)

別記第1号様式（第16条関係）

鹿児島県消防・防災ヘリコプター年間運航計画（令和 年度）

[illegible]

(注) 消防防災業務とは、第 17 条第 1 項第 6 号及び第 8 号の活動をいう。

その他とは、第17条1項第9号の活動をいう。

別記第2号様式（第16条関係）

鹿児島県消防・防災ヘリコプター月間運航計画（令和 年 月）

日	曜	飛行区分	内 容	飛 行 場 所 （市町村）	使 用 離着陸場	申請手続の 有 無	飛行予定時間 ／累 計	機 体 等 整備計画	備 考
		1・2・3							
		1・2・3							
		1・2・3							
		1・2・3							
		1・2・3							
		1・2・3							
		1・2・3							
		1・2・3							
		1・2・3							
		1・2・3							
		1・2・3							
		1・2・3							

（注）飛行区分 1：消防防災業務 2：自隊訓練 3：その他 （該当するものに○印を付けること。）

申請手続きの有無欄は、場外離着陸場許可申請の必要の有無を記入すること。

別記第3号様式（第19条関係）

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

運航管理責任者 防災航空センター所長

緊急運航報告書

災害種別	(1)災害応急 (2)救急 (3)火災防ぎょ (4)救助 (5)広域応援等				
発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃				
要請日時	令和 年 月 日 () 時 分				
要請者			受信者		
発生場所					
現地の気象	天候		風向	風速 m/s	気温 ℃
	視界 m		雲高 m	(警報 注意報)	
運航指揮者名 及び出動隊員名			操縦士名及 び整備士名		
出動時間	時 分	所要時間 時間 分		着 陸 場 所	現 地
現場到着時間	時 分				
業務開始時間	時 分	所要時間 時間 分			収容先
業務終了時間	時 分				
現地出発時間	時 分	所要時間 時間 分		使用燃料 ℓ	
収容先到着時間	時 分				
収容先出発時間	時 分	所要時間 時間 分		総所要時間 時間 分	
帰隊時間	時 分				
消 火	回 ℓ		資 機 材 搬 送	回 kg	
救 助	回 人		情 報 収 集		
救 急	回 人		調 査		
人 員 搬 送	回 人		そ の 他		

災害等の概況	
	※到着時の状況等を記入
活動内容	
	※活動方針，活動内容を記入
特記事項	
	※問題点，反省点等を記入

別記第4号様式（第20条関係）

令和 年 月 日

運航管理責任者 防災航空センター所長

運航指揮者

飛行報告書

年 月 日	令和 年 月 日 () 天候 ()				
業 務 内 容					
飛 行 経 路					
操 縦 士 名					
整 備 士 名					
出 動 隊 員 名					
飛 行 時 間	出 発 時 間	時 分	実飛行時間	時間 分	
	到 着 時 間	時 分	使用燃料	ℓ	
搭 乗 者 及 び 搭 載 物 資	搭 乗 者		搭 載 物 資		
	氏 名	飛行時間	品 名	個数	重 量
参 考 事 項					

別記第5号様式（第22条関係）

令和 年 月 日

運航管理責任者 防災航空センター所長 殿

申請者（代表者）職氏名

連絡先

(担当者職氏名, 電話, F A X)

鹿児島県消防・防災ヘリコプター使用年間予定表（令和 年度）

1 使用年月日 (上・中・下旬の別)	
2 使用目的	
3 飛行経路	
4 飛行時間	
5 その他参考となる事項	※ 防災訓練の場合は，会場，参加団体，参加予定人員，訓練の目的，希望する訓練の内容等を記入する。
6 優先順位	

(注) 年間に、複数の計画がある場合は、1 件ごとに記入してください。

別記第 6 号様式（第 22 条関係）

令和 年 月 日

運航管理責任者 防災航空センター所長 殿

申請者（代表者）職氏名

連絡先

（担当者職氏名，電話，F A X）

鹿児島県消防・防災ヘリコプター使用月間予定表（令和 年 月）

1 使用予定日時	
2 使用目的	
3 飛行経路	
4 離着陸場所	
5 飛行時間	
6 その他参考となる事項	

令和 第 年 月 日 号

運航管理責任者 防災航空センター所長 殿

申請者（代表者）職氏名 印
連絡先
（担当者職氏名，電話，FAX）

鹿児島県消防・防災ヘリコプター使用申請書

このことについて，下記により鹿児島県消防・防災ヘリコプターを使用したいので申請します。

記						
1 使用日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分					
2 使用目的						
3 使用内容						
4 飛行経路						
5 離着陸場所						
6 搭乗者	所 属	職 名	氏 名	男・女	年齢	備 考
7 その他参考となる事項						

（注）使用に係る事業計画等を添付すること。

別記第 8 号様式（第 24 条関係）

第 号
令和 年 月 日

（申請者） 殿

運航管理責任者 防災航空センター所長

航 空 機 使 用 承 認 書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった鹿児島県消防・防災ヘリコプターの使用について下記により承認する。

記

1 使用日時 令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

2 使用目的

3 飛行経路

4 使用承認の条件

(1) 次の場合には、ヘリコプターの出動を中止又は中断する。

- ・ ヘリコプターの出動前又は出動中に、緊急運航の必要が生じたとき。
- ・ 天候の不良や機体の故障等で運航できないとき。

5 その他（必要な場合の例示）

- (1) 飛行当日は、現地活動場所の天候状況を、飛行の 1 時間前に連絡すること。
- (2) 離着陸場付近の住民に対する事前広報、散水の必要性、周囲の飛散物の有無の確認、地上の安全対応職員の配置、風向・風速の確認表示（吹き流し、発煙筒）等の措置を行うこと。
- (3) 防災航空隊担当と緊密な連絡をとること。